

遊漁規則

野尻湖漁業協同組合内共第12号第5種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、野尻湖漁業協同組合が免許を受けた内共第12号第5種共同漁業権に係る漁場（以下単に「漁場」という。）の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動物（わかさぎ、うぐい、こい、うなぎ、ふな、えび及びひめますを言う。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関する必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場の区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ組合に申請してその承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、承認期間1日の遊漁の場合には口頭で、承認期間1年の遊漁の場合には遊漁承認申請書を提出しなければならない。

3 組合は第1項の規定による申請があったときは、承認期間1日の遊漁の場合には第11条に規定する場合を除き、その他の場合には当該遊漁の承認により当該水産動物の保護培養若しくは組合員若しくは他の遊漁者（第1項の承認を受けた者をいう。以下同じ。）の行う水産動物の採捕に著しく支障があると認められる場合又は第11条に規定する場合を除き第1項の承認するものとする。

4 第1項の承認を受けた者は、直ちに第7条第1項に規定する遊漁料を納付しなければならない。

(漁具、漁法の制限)

第3条 次の表のア欄に掲げる魚種を対象とした遊漁は、イ欄の漁具漁法により、ウ欄の統数又は規模の範囲でなければならない。

ア 魚 種	イ 漁具・漁法	ウ 統数又は規模
わかさぎ・うぐい・こい・うなぎ・ ふな・えび・ひめます	竿釣・手釣	竿釣・手釣1人2本以内

(遊漁期間)

第4条 次の表のア欄に掲げる魚種を対象とした遊漁は、それぞれイ欄に掲げる期間内でなければならない。

ア 魚 種	イ 期 間
わかさぎ	周 年
う ぐ い	〃
こ い	〃
う な ぎ	〃
ふ な	〃
え び	〃
ひめます	〃

ただし、遊漁の時間は日の出から日没までとし、夜間の遊漁はしてはならない。

(禁止区域)

第5条 前条の規定による期間内であっても、次の表のア欄に掲げる区域内において、それぞれイ欄の期間中は遊漁してはならない。

ア 区 域	イ 期 間
①信濃町大字野尻字舟瀬 230 番地先の標柱と 同 237 番地先の標柱を結んだ線の北西側	周 年
②信濃町大字狐久保 435-2 番地沖の標柱と 同 442-5 番地沖の標柱を結んだ線の南西側	毎年 6月 15 日～9月 15 日まで
③信濃町大字富濃字西原 3946-4 番地沖の 2基の標柱を結んだ線の南側	毎年 6月 15 日～9月 15 日まで
④信濃町大字富濃字宮沢 3940-95 番地沖の標識から 大字古海字宮沢 4749 番地沖の標識を結んだ線の東側	毎年 6月 15 日～9月 15 日まで
⑤信濃町大字古海字市川内桐久保 4668 番地沖の標識と 同 4689-1 番地沖の標識を結んだ線の東側	毎年 6月 15 日～9月 15 日まで
⑥信濃町大字古海字市川 4467 番地沖の標識と 同 4472-5 番地沖の標識を結んだ線の東側	毎年 6月 15 日～9月 15 日まで
⑦信濃町大字野尻字海端 249-7 番地横の水門から 大字野尻字御小屋 1332 番地 2 横の水門までの間の水路	周 年

(全長の制限)

第6条 次の表のア欄に掲げる魚種については、それぞれイ欄に掲げる全長以下のものは採捕してはならない。

ア 魚 種	イ 大 き さ
う ぐ い	全長 10センチメートル
こ い	〃 18 〃
う な ぎ	〃 30 〃
ふ な	〃 10 〃
ひめます	〃 15 〃

(遊漁料の額及び納付の方法)

第7条 第2条4項の規定により納付する遊漁料の額は、次表のとおりとする。但し、遊漁をする場所において漁場監視員に納付する場合は500円を付加した額とする。

(1)竿釣、手釣による遊漁の場合

魚 種	承認期間	遊 漁 料
全 魚 種	1 日	700円
	1 年	6,000円

(2)前項の規定にかかわらず竿釣、手釣による遊漁の場合、次表左欄に掲げる者の遊漁料は、右欄に掲げる通りとする。

区 分	遊 漁 料
小中学生及び身体に障害のある者	無 料

2 遊漁料の納付は、次に掲げる場所においてしなければならない。但し、竿釣、手釣による遊漁のうち、承認期間1日の遊漁料の納付は、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

- (1) 上水内郡信濃町大字野尻 269 番地 5 野尻湖漁業協同組合事務所
- (2) 前号に掲げる場所のほか、組合が指定し掲示した掲示場所

(遊漁承認証に関する事項)

第8条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証(以下「遊漁承認証」という。)を遊漁者に交付するものとする。

- (1) 承認を受けた者の氏名、住所及び承認期間が1年のものにあっては顔写真
- (2) 承認期間
- (3) 魚種
- (4) 漁具・漁法
- (5) 遊漁区域
- (6) 遊漁料の額
- (7) 注意事項
- (8) その他参考となるべき事項
- (9) 発行者名

2 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第9条 遊漁者は、遊漁する場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

4 遊漁者は、漁場を汚染し又は、汚染の原因となる行為をしてはならない。

(漁場監視員)

第10条 漁場監視員は、この規則の励行に關し必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は、次に掲げる事項を記載した漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

- (1) 氏名、顔写真
- (2) 有効期間
- (3) 注意事項
- (4) その他必要な事項
- (5) 発行者名

(違反者に対する処置)

第11条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ又は以後その者の遊漁を拒否することがある。この場合、その者がすでに納付した遊漁料の払い戻しはしないものとする。

(附則)

この規則は、令和 6年 1月 1日から施行する。

(行政庁の認可 令和 5年12月 1日)